

伊奈町ホームページバナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊奈町有料広告掲載取扱要綱（平成18年要綱第25号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、町のホームページへのバナー広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 広告の管理者は、秘書広報課長とし、次の事務を行うものとする。

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) 広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

(掲載の場所等)

第3条 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページ下部とし、掲載位置は町が指定するものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次の表のとおりとする。

ファイル形式	画像サイズ	容量
GIF形式（アニメーション不可）	縦 60ピクセル 横 300ピクセル	4キロバイト以下

(掲載の期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月（月の初日から末日まで）を単位とし、掲載期間は12か月を最長とする。

(掲載料)

第6条 広告の1枠の月額掲載料は、次の表の左欄に掲げる掲載契約期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

掲載契約期間	月額掲載料
1か月から5か月まで	10,000円
6か月から11か月まで	9,000円
12か月	8,000円

(掲載の申込)

第7条 広告掲載希望者は、伊奈町ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）を、町長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 町長は、前条の掲載申込書の提出があった場合には、速やかに審査のうえ掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に伊奈町ホームページバ

ナー広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（掲載料の納付）

第9条 前条の決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、第6条に規定する掲載料を、町長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 町長は、掲載する広告が要綱の基準に抵触する場合には、掲載を取りやめることができる。この場合において、掲載料の還付は行わない。

（掲載の取消）

第10条 町長は、指定期日までに広告掲載料が納付されなかったときは、広告の掲載を取り消すものとする。

（掲載料の還付）

第11条 町長は、広告主が一度納付した広告掲載料の還付は行わない。ただし、広告掲載を決定した後に広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

（広告主の責任）

第12条 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（費用負担）

第13条 掲載する広告のデータの作成費用は、広告主の負担とする。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年12月28日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年2月1日から施行する。

2 この基準の施行の日前に、伊奈町バナー広告掲載取扱基準（平成19年12月1日施行）第7条の規定により決定された広告掲載については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年10月1日から施行する。